

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正な使用に関する 行動規範

平成29年11月8日
学 長 裁 定

国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な使用を図るため、公的研究費により研究・教育を行う役員、教職員及びその他本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下「研究者」という。）並びに公的研究費の運営・管理に関わる事務職員（非常勤職員及び派遣職員を含む。以下「職員」という。）が遵守すべき行動規範を次のとおり定める。

- 1 研究者は、研究者個人の発意で提案して採択された研究課題であっても、公的研究費は本学が管理する公的資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。また、その使用にあたっては、公的研究費の使用ルール及び各種規程等を遵守しなければならない。
- 2 職員は、公的研究費の使用ルール及び各種規程等を十分理解し、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行に努めなければならない。また、研究者からの相談を進んで受け、適切及び迅速な対応を行わなければならない。
- 3 研究者及び職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 4 研究者及び職員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。
- 5 研究者及び職員は、公的研究費の使用について不正があると知ったときは、本学の通報窓口へ速やかに通報しなければならない。
- 6 研究者及び職員は、公的研究費の不正防止計画に基づき、不正使用の防止に努めるとともに、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、公的研究費の適正管理に関する知識の習得及び理解に努めなければならない。